

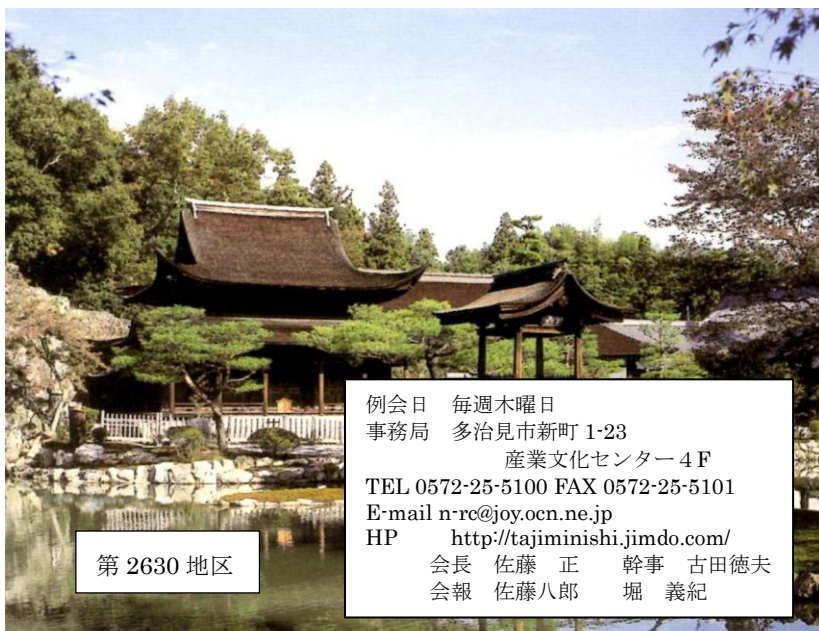


平和 茶碗の図

人間国宝 荒川豊蔵氏筆

多治見西 RC 創立 10 周年記念誌より

右写真 平成 23 年 虎溪山永保寺



第 2630 地区

例会日 毎週木曜日
 事務局 多治見市新町 1-23
 産業文化センター 4F
 TEL 0572-25-5100 FAX 0572-25-5101
 E-mail n-rc@joy.ocn.ne.jp
 HP http://tajiminishi.jimdo.com/
 会長 佐藤 正 幹事 古田徳夫
 会報 佐藤八郎 堀 義紀

第 46 期会長テーマ
 「つなげよう奉仕の心」



第 2240 例会 2012 年 6 月 21 日 (木)

第 46 期 最 終 例 会

場 所：「グランドティアラ」 点 鐘： 午後 6 時

本日のプログラム

点 鐘
 ロータリーソング 奉仕の理想
 会長挨拶
 出席・スマイル報告 出席委員長
 年間出席率上位表彰
 幹事報告
 お祝い 親睦委員長
 6 月のお誕生日

懇 親 会

親睦委員長挨拶
 乾杯
 閉会の挨拶
 手に手つないで



出席表彰 (例会 40 回 移動例会 6 回)

皆出席 (40 回)
 服部賢治君 (移動例会も全出席)
 飯田利夫君
 メーキャップ 1 回
 関谷好弘君
 欠席 1 回
 各務成喜君 ・ 大岩順子さん

6 月のお誕生日

6 月 7 日 松本昇君
 6 月 19 日 古田光國君
 6 月 23 日 齋藤明君
 6 月 26 日 大嶽政彦君
 6 月 3 日 中島純子様 (竹壽君夫人)
 6 月 11 日 佐々よう子様 (英夫君夫人)
 6 月 13 日 山崎早池子様 (正司君夫人)



会長挨拶

佐藤 正

「つなげよう奉仕の心」をテーマとし45年の伝統を繋ぐことを使命と思い、一年間活動をしてまいりました。特別新しい活動に挑戦することは出来ませんでした。我がクラブの軸となる社会奉仕活動、苗栗クラブとの交流、そして会員との親睦活動など、会員皆様のご支援により無事終了させて頂きました。振り返れば、ロータリー関係の用務、地域行事への出席等、忙しい日々ではございましたが、今は色々な経験が出来たことにより、毎日が程よい緊張感の中で過ごせ、風邪を引くこともなく、仕事の面や私生活におきましても充実した時を過ごすことが出来ました。

最後になりますが、皆様に支えて頂きまして、47期各務会長にタスキをつなげることが出来ることを嬉しく思うと同時に心より感謝申し上げます。

会員と家族の皆様の健康を祈念して、お礼のあいさつとさせて頂きます。



先週の記録

◆ 出席報告 (出席免除者4名内出席者1名)

出席者	欠席者	出席率
28名	7名	80.0%

◆ スマイル報告

投函者 21人 金額 26,000円

6月14日現在残高 982,200円

- ・スマイル委員の皆様ご苦労様でした。佐藤正
- ・スマイル年間100万まであと5万。皆さん協力の程お願いします。加藤真左子
- ・一年間大変ご苦労様でした。大岩順子

7月5日のお知らせ

① 第47期第1回理事会

11:30 3F 特別会議室

② 第47期第一回例会

点鐘 12:40 例会場

会長所信表明・役員、理事挨拶

③ 第46期「臨時理事会」

例会終了後 例会場 「第46期決算報告について」

民法の生い立ちと契約改正の動き NO.2

弁護士 石垣智康

今回の改正で重要な論点になっている一部を紹介しておきます。

- ① 親戚や知人があまりリスクを考えないで保証人になり、払いきれないほどの返済を迫られるという被害が多発しています。バブル経済崩壊によって資産価値が大幅に目減りして、退職して悠々自適な生活を送ろうとしている人に大きな打撃を与えました。次のような笑えない川柳があります。

「保証人とかけてハエとり紙と解く」

「こころは、紙一枚で逃げられない」

保証人の保護をどこまで図ったらよいでしょうか。

- ② 有力な担保のない中小企業が在庫品や売掛金を担保にして資金を調達する場合、これに対応する法律の整備が必要ではないか。
- ③ 契約が成立するほんの一步手前のところで、こわれることがあります。さんざん交渉を重ね、お互いがその気になっているところで破談となった場合、それ迄の出費を償ってもらえるか。

裁判例では認められたケースもありますが契約が成立していない以上、まだ当事者間に権利・義務は発生していないというのが伝統的な考え方なので、このことを条文化するかどうか、とにかく問題を惹き起こしているフランチャイズ契約の規制など多くの検討課題があります。

最後に、日本の契約法の条文は専門家だけにわかるようになっているので、これをもっとわかりやすくし、これから経済進出しようとする国の法の整備に日本が協力すれば、いちいち相手国の調査をしなくてもすますことができます。改正作業によって、法律のインフラの輸出が可能になります。

来週は特別休会です

